

第1表

昭和59年度福生市土地開発公社予算

(総則)

第1条 昭和59年度福生市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第2条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ247,048千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表収入支出予算」による。

(長期借入金及び債券発行の限度額)

第3条 長期借入及び債券発行の限度額は16,600千円と定める。

2 前項の限度額のうち、本年度において借入又は発行を行わなかつた金額は、翌年度に繰り越して借入れ又は発行することができる。

昭和59年3月23日

1. 前年度繰越金

提出者 福生市土地開発公社

理事長 古谷徳男

合計

第1表

収 入 支 出 予 算

(支 出)

(収 入) 項

款 項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説	明
1. 事業収入	千円 227,114	千円 877,785	千円 △650,671	(仮称)第八小学校用地	1,638.56m ² 199,165円
1. 土地売却収入	227,114	877,785	△650,671	市道幹Ⅱ-1～市道1,019号線用地	146m ² 13,979円
				市道幹Ⅱ-1～市道1,074号線用地	15m ² 1,437円
				市道1,210号線用地	254m ² 12,533円
2. 未収入金収入	0	0	0		
2. 借入金	16,600	266,907	△250,307		
1. 借入金	16,600	266,907	△250,307	支払利息6,500円 未払金9,100円 一般管理費1,000円	
3. 事業外収入	334	405	△71		
1. 利息収入	334	400	△66	定期預金利息275円 普通預金利息59円	
2. 雑収入	0	5	△5		
4. 繰越金	3,000	6,200	△3,200		
1. 前年度繰越金	3,000	6,200	△3,200		
合 計	247,048	1,151,297	△904,249		

(支出)

款 項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説 明
1. 事業費	9,100 ^{千円}	207,592 ^{千円}	△198,492 ^{千円}	
1. 土地取得費	0	207,592	△207,592	
2. 宅地造成費	0	0	0	
3. 前年度未払金	9,100	0	9,100	(仮称)第八小学校用地取得事業未払補償費(4件)
2. 管理費	2,630	2,200	430	
1. 一般管理費	2,630	2,200	430	旅費50 ^{千円} 備消耗品費50 ^{千円} 食糧費50 ^{千円} 役務費10 ^{千円} 委託料1,250 ^{千円} 工事費1,200 ^{千円} 負担金20 ^{千円}
3. 借入金償還金	224,610	874,985	△650,375	
1. 借入金償還金	224,610	874,985	△650,375	(仮称)第八小学校用地197,030 ^{千円} 市道幹Ⅱ-1~市道1,019号線用地13,760 ^{千円} 市道幹Ⅱ-1~市道1,074号線用地1,400 ^{千円} 市道1,210号線用地12,420 ^{千円}
4. 業務外支出	9,004	65,520	△56,516	
1. 支払利息	9,004	65,520	△56,516	
5. 予備費	1,704	1,000	704	
1. 予備費	1,704	1,000	704	
合 計	247,048	1,151,297	△904,249	

昭和59年度福生市土地開発公社事業計画

(出 支)

増 減 出	前年比増減	本年比増減	取 入 支
△19,841	20,729	21,000	1. 事業費
△20,729	20,729	0	1. 土地取得費
0	0	0	2. 土地改良費
△19,841	0	21,000	3. 前年未済金
△20,729	20,729	20,729	2. 管理費
△20,729	20,729	20,729	1. 一般管理費
△20,729	20,729	20,729	3. 借入金利息
△20,729	20,729	20,729	1. 借入金利息
△20,729	20,729	20,729	4. 業務外支出
△20,729	20,729	20,729	1. 支払利息
△20,729	20,729	20,729	2. 予備費
△20,729	20,729	20,729	1. 予備費
△20,729	20,729	20,729	合 計

区 分	事業費	事業費名
土地取得事業	0	24,704.8
1. 事業収入		22,711.4
2. 長期借入金		1,660.0
3. 事業外収入		33.4
4. 繰越金		3,000.0
支払資金		24,704.8
1. 事業費		9,100.0
2. 管理費		2,630.0
3. 借入金償還金		11,944.8
4. 業務外支出		900.4
5. 予備費		1,704.6
差 引		0
計	0	

区 分	事業費	事業
受入資金	247,048	事業収入
1. 事業収入	227,114	
2. 長期借入金	16,600	
3. 事業外収入	334	
4. 繰越金	3,000	
支払資金	247,048	
1. 事業費	9,100	
2. 管理費	2,630	
3. 借入金償還金	224,610	
4. 業務外支出	9,004	
5. 予備費	1,704	
差 引	0	

区 分	当 年 度 予 算 額
受入資金	247,048
1. 事業収入	227,114
2. 長期借入金	16,600
3. 事業外収入	334
4. 繰越金	3,000
支払資金	247,048
1. 事業費	9,100
2. 管理費	2,630
3. 借入金償還金	224,610
4. 業務外支出	9,004
5. 予備費	1,704
差 引	0

福生市監査委員

昭和58年度

第5回

定期監査報告書

福祉部 福祉事務所

当 年 予 算 額	区 分
840,748	金 資 入 受
411,114	人 功 業 事 1
100,000	金 入 借 借 具 2
334	人 功 代 業 事 3
3,000	金 結 算 4
840,748	金 資 出 支
001,000	費 業 事 1
26,300	費 理 管 2
224,010	金 費 費 金 入 借 3
400,000	出 支 代 務 業 4
1,704	費 謝 子 5
0	差

福生市監査委員

写

昭和58年度
福監発第 95 号

昭和59年5月10日

定期監査結果報告書

福生市長 田 村 匡 雄 殿
福生市議会議員 田 村 市 郎

1 監査の対象

福祉部福祉事務所

福生市監査委員 山 下 久 吉

2 監査の範囲

同 森 田 治 男

昭和58年4月1日から昭和58年3月31日まで

執行された財務に関する事務

3 監査 昭和58年度第5回定期監査の結果について
(報告)

4 監査の方針

地方自治法第199条第3項の規定により定期監査を行つたので、同条第8項の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

かについて、主として次の事項について監査を実施した。

- (1) 予算の執行状況について
- (2) 生活保護者の援護措置に関する事務について
- (3) 身体障害者の援護措置に関する事務について
- (4) 精神薄弱者の援護措置に関する事務について
- (5) 老人の援護措置に関する事務について
- (6) 児童、母子及び寡婦の援護措置に関する事務について

第 5 回 第 5 回
昭和 5 8 年度
第 5 回

田 林 市 長
市 長 田 林 市 長
市 長 田 林 市 長

市 長 田 林 市 長
市 長 田 林 市 長

昭和 5 8 年度
(告 白)

昭和 5 8 年度
昭和 5 8 年度

定期監査結果報告書

1 監査の概要

1 監査の対象

福祉部福祉事務所

2 監査の範囲

昭和 5 8 年 4 月 1 日から昭和 5 8 年 1 2 月 3 1 日までの間に
執行された財務に関する事務

3 監査の実施期間

昭和 5 9 年 1 月 2 0 日から昭和 5 9 年 2 月 2 1 日まで

4 監査の方針

監査の実施にあたっては、監査対象となつた福祉事務所にお
ける事務が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われたかどう
かについて、主として次の事項について監査を実施した。

- (1) 予算の執行状況について
- (2) 生活保護者の援護措置に関する事務について
- (3) 身体障害者の援護措置に関する事務について
- (4) 精神薄弱者の援護措置に関する事務について
- (5) 老人の援護措置に関する事務について
- (6) 児童、母子及び寡婦の援護措置に関する事務について

Ⅱ 監査の結果

年々増大する事務量にもかかわらず担当職員の努力により、おおむね適正に事務処理がされていると認められるが、一部に是正及び検討を必要とする事項が若干見受けられたので、今後の事務執行にあたっては十分留意されたい。

以下若干の意見を付し、その概要について記述する。

1 福祉事務所の事務分掌は、次のとおりである。

(1) 庶務係

- ① 援護措置費の経理に関する事。
- ② 医療券の発行及び医療機関との連絡調整に関する事。
- ③ 民生委員に関する事。
- ④ 民生委員推せん会に関する事。
- ⑤ その他の係の主管に属さない事。
- ⑥ 部内及び所内庶務に関する事。

(2) 福祉第一係

- ① 生活保護法に基づく援護措置に関する事。
- ② 保育に欠ける児童の措置決定及び入退所手続に関する事。
- ③ 行路人及び浮浪者に関する事。
- ④ その他生活保護相談に関する事。

(3) 福祉第二係

- ① 児童福祉法に基づく援護措置（保育措置を除く。）に関する事。

② 身体障害者福祉法に基づく援護措置に関する事。

③ 老人福祉法に基づく援護措置に関する事。

④ 精神薄弱者福祉法に基づく援護措置に関する事。

⑤ 母子及び寡婦福祉法に基づく援護措置に関する事。

⑥ その他福祉相談に関する事。

2 職員の配置状況は次のとおりである。

単位：人

区分	職名	所 長	係 長	主事及び 主 事 補	家庭奉仕員	合 計
福 祉 事 務 所		1	3	7	3	14
	庶 務 係	—	1	2	—	3
	福祉第一係	—	1	3	—	4
	福祉第二係	—	1	2	3	6

3 予算の執行状況について

予算の執行状況は別表1のとおり、その目的に従い、おおむね適正に執行されていると認められるが、次の事項について、予算科目の設定にあたっては検討されたい。

(ア) (款)民生費(項)社会福祉費(目)老人福祉費(節)役務費に計上されている通信運搬費402,180円は、ひとりぐらし老人等に電話を貸与することにより老人の安否の確認その他各種の相談を関係機関の協力を得て行い、もつて孤独

感の解消並びに各種のサービスの提供をすることを目的としている。この電話にかかる基本料金及び60通話に相当する金額を市が負担しているものであり、(節)は扶助費と思われる。

- (イ) (款)民生費(項)社会福祉費(目)老人福祉費(節)委託料に計上されている老人保護措置委託料55,336,882円及び(款)民生費(項)児童福祉費(目)児童措置費(節)委託料に計上されている入院助産措置委託料332,480円並びに母子寮入所措置委託料924,124円は、生活困窮者の最低限の生活維持を図る目的で老人福祉法、児童福祉法により措置される経費であり(節)扶助費と思われる。

(ウ) 前渡金及び概算払の経理状況について

前渡金、概算払は12月末現在132件331,556,157円である。この内扶助費追給分の毎月2,000,000円については、出納簿が整備され、現金も金融機関に預金しているが、その他については、手提金庫で管理し、一日毎に会計課の金庫へ保管しており、出納簿も整備されていなかった。現金の管理は「資金前渡を受けた者は、その現金を確実な金融機関に預金しなければならない。ただし、直ちに支払いを要する場合又は2万円未満の現金についてはこの限りでない。」と会計事務規則第68条で定められているので、規則に基づいた管理をされたい。

また、現金出納簿については「資金前渡を受けた者は、現金出納簿を備え、現金の出納を整理しなければならない。」と会計事務規則第102条に規定されているので、これについても合規の方法で事務処理されたい。この他清算事務で前渡日より清算日までの期間が長期に亘るものが見受けられたので、用件終了後直ちに清算されたい。

当該所における前渡金概算払は、件数金額とも多いことから、今後口座振替等により現金をできるだけ取扱わない方法を検討するとともに、内部けん制をはかるなど現金の取扱いには十分留意されたい。

4 生活保護者の援護措置に関する事務について

保護の種類は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の7種類で、生活保護費支給状況(別表2)医療券発行状況(別表3)を審査したところ、適正に事務処理されていた。

しかし、訪問日誌(日報)をみると、規定の訪問回数にみたない地区もある。内部事務が多く訪問まで手が廻らないとのことであるが、内部での事務簡素化を検討するなどして、規定の訪問を実施するよう留意されたい。

5 身体障害者の援護措置に関する事務について

(身体障害者施設援護措置費(別表4)身体障害者福祉手当(別表5)補装具給付扶助費等(別表6)日常生活用具給付扶